

つる石を築きあり刻つる文は承應三年三月
月日尚山刑當天帝修之判とあり神前に
年中薪を燵て火を消さずなり一由は常
火堂といふ薪料として夏月関東乃若先
達職又人おみんあといふ二る七村をを聖之院へ宛て古
聖之院経堂院水之坊隔年焼くを社
堂教多あり記をに照阿を去年三山雅
集は長歌よふこゝる児童を習侍り一内
は為義を族至祭奠の具も見（芒洞を流し
て持侍。尚所に小橋一つあり擬宝珠庵令之
路田を建立出羽國羽黒山禁法橋施直
江山城守為續文禄二年己丑月吉日天下
一道仁化とあり

一峯入堂

吹城にあり八間に十二間の堂之酒井家の
御建立なり山禁峯入七月吉日付持あり
同古一日は入峯刑當天先達の居場を隔年
は一の宿とて新法の旨へ大辨を至て硫黄
香椒糖とくといふ香の要要をくこ
烟は咽きて死する者あれを扉は扉きて庭